

京都市都市計画局 営繕工事における猛暑及び熱中症対策に係る試行要領

Q & A

Q 1 「著しく乖離」とは、どれくらいを指すのか。

A 1 工事当初に見込んでいた作業不能日数と環境省が観測し公表するWBGT値が31以上となった時間単位を日数に換算した数値が乖離している場合に、工事期間の延長をしなければ、予め定められた作業時間を超えて工事を実施する必要性があることを指します。

Q 2 WBGT値が31以上を示した際に作業を行ってはいけないのか。

A 2 作業場の環境を適切に整えたうえで作業を継続して行うことは可能です。

Q 3 京都市都市計画局が発注する営繕工事における環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点とは。

A 3 原則、観測地点は「京都」です。

Q 4 受注者が現場にWBGT測定器を設置した場合は、環境省の熱中症予防情報サイトに関係なく工期変更の資料となるか。

A 4 当該工事の指定する観測地点において、環境省が観測し公表するWBGT値のみが契約変更協議における資料となるため、受注者が設置されたものでは資料とはなりません。

Q 5 工期の変更を協議する場合、記録が必要か。

A 5 日報等の記録で確認が必要です。必要となる延長日数の算定根拠（工程の記録、変更実施工程表、環境省熱中症予防サイトに記載されている実測値の一覧等）により、監督員と協議を行ってください。